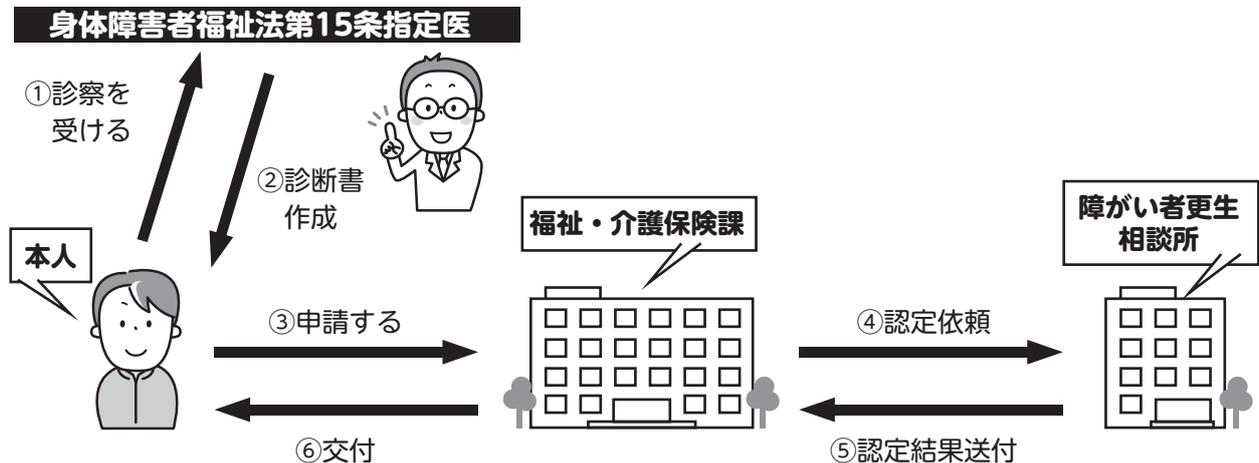


身体障害者手帳の交付

身

- [内 容] 身体に障がいのある人からの申請により交付します。各種福祉サービスを受けやすくするための手帳です。
(提供される各種サービスは、障がい区分・等級等によって異なります。)
- [対象障がい] 視覚障がい、聴覚・平衡機能障がい、音声・言語・そしゃく機能障がい、肢体不自由、心臓機能障がい、じん臓機能障がい、呼吸器機能障がい、ぼうこう又は直腸機能障がい、小腸機能障がい、免疫機能障がい、肝臓機能障がい
- [障がい等級] 障がいの程度によって1級から6級までに区分されます。
- [記載事項の変更] 転居された場合は、必ず新しい居住地の市(区)町村に手帳を添えて届け出てください。氏名等が変わった場合もすぐに届け出てください。
- [返 還] 手帳の交付を受けた人が死亡されたとき、障がい等級に該当しなくなったときは、手帳を持参のうえ、届け出てください。
- [そ の 他] 手帳は他人に譲渡したり貸与することはできません。
- [手続きに必要なもの]
- ①身体障害者手帳交付等申請(届出)書
 - ②身体障害者診断書・意見書(所定の様式があり指定医師が記載)
※診断書の様式は各区福祉・介護保険課において配布しているほか、福岡市ホームページにも掲載しています。
 - ③写真(4cm×3cm 最近1年以内の胸から上・無帽のもの)
 - ④個人番号がわかるもの(個人番号カードなど)
 - ⑤本人又は代理人の身元確認ができるもの(運転免許証、パスポートなど)
- [窓 口] 各区の福祉・介護保険課(P3参照)

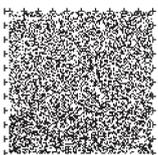
●身体障害者手帳が交付されるまで



●手帳交付後に下記の事項が生じた時は、必ず手続きをしてください。

- | | |
|---------------------------|-----------------|
| ①住所が変わった時 | 手帳、個人番号※ |
| ②氏名が変わった時 | 手帳、個人番号※ |
| ③手帳をなくしたり、破損してしまった時 | 写真、個人番号※ |
| ④障がいの程度が変わったり、新たに障がいが生じた時 | 手帳、診断書、写真、個人番号※ |
| ⑤再認定を受ける時 | 手帳、診断書、写真、個人番号※ |
| ⑥障がいの程度が該当しなくなった時 | 手帳 |
| ⑦本人が死亡した時 | 手帳 |

※個人番号カードなど個人番号がわかるもの

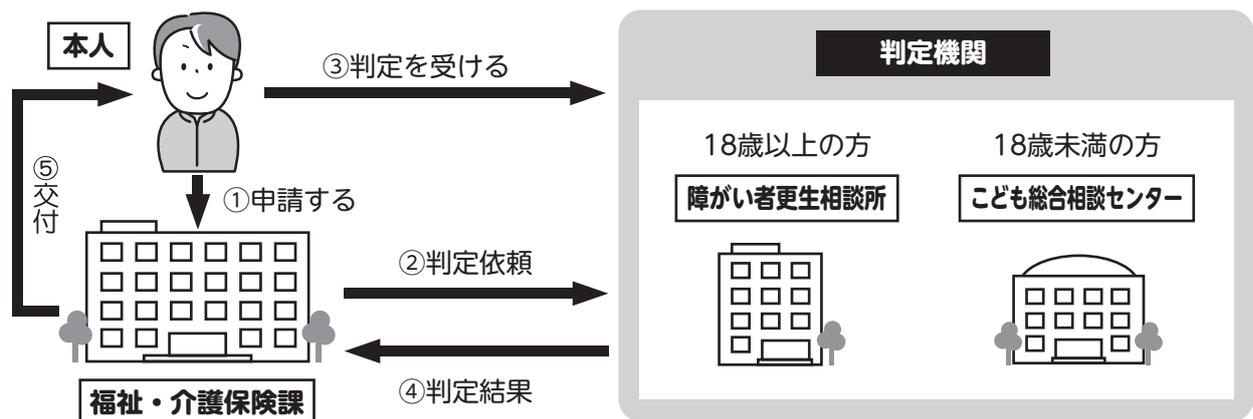


療育手帳の交付

知

- [内 容] 知的障がいのある人からの申請により交付します。一貫した指導・相談を行ったり、各種の福祉サービスを受けやすくするための手帳です。
(提供される各種サービスは、障がい程度によって異なります。)
- [障がい程度] A1(最重度)、A2(重度)、A3(身体障害者手帳1～3級と中度知的障がいとの重複)、B1(中度)、B2(軽度)
- [判定機関] 18歳未満の人は「こども総合相談センター」、18歳以上の人は「障がい者更生相談所」で判定します。
- [再判定] 手帳の中の「次の判定年月」の欄に記載されている年月に注意され、判定機関に申し込んでその年月までに再判定を受けてください。時期になると「再判定のお知らせ」が送付されます。
- [記載事項の変更] 市外に転居された場合は、必ず新しい居住地の市(区)町村に手帳を添えて届け出て、再発行を受けてください。また、市内での住所変更、本人や保護者の氏名等が変わった場合もすぐに届け出てください。
- [返 還] 手帳の交付を受けた人が死亡されたとき、対象事項に該当しなくなったときは、手帳を持参のうえ、届け出てください。
- [その他] 手帳は、他人に譲渡したり貸与することはできません。
- [手続きに必要なもの]
- ①療育手帳交付等申請(届出)書
 - ②写真(4cm×3cm 最近1年以内の胸から上・無帽のもの)
 - ③意見書(18歳以上で精神科を受診している人など)
 - ④個人番号がわかるもの(個人番号カードなど)
 - ⑤本人又は代理人の身元確認ができるもの(運転免許証、パスポートなど)
- [窓 口] 各区の福祉・介護保険課(P3参照)

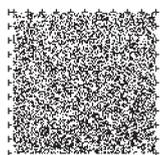
●療育手帳が交付されるまで



●手帳交付後に下記の事項が生じた時は、必ず手続きをしてください。

①住所が変わった時	手帳
②氏名が変わった時	手帳
③手帳をなくしたり、破損してしまった時	写真
④障がいの程度が変わった時	手帳、写真
⑤再判定を受ける時	手帳、写真
⑥障がいの程度が該当しなくなった時	手帳
⑦本人が死亡した時	手帳

④⑤は写真が不要な場合もあります。



精神障害者保健福祉手帳の交付

精

[内 容] 精神障がいのある人からの申請により交付します。各種の福祉サービスを受けやすくするための手帳です。

(提供される各種サービスは、等級等によって異なります。)

[障がい等級] 障がいの程度によって1級から3級までに区分されます。

[更 新] 手帳の有効期限は2年です。更新申請は有効期限の3か月前からできますので、お住まいの区の健康課に更新の申請をしてください。

[変 更] 転居された場合は、必ず新しい居住地の市(区)町村に手帳を添えて届け出てください。氏名等が変わった場合もすぐに届け出てください。

[返 還] 手帳の交付を受けた人が死亡されたとき、対象事項に該当しなくなったとき、新しい手帳が交付されたときは、手帳を持参のうえ、届け出てください。

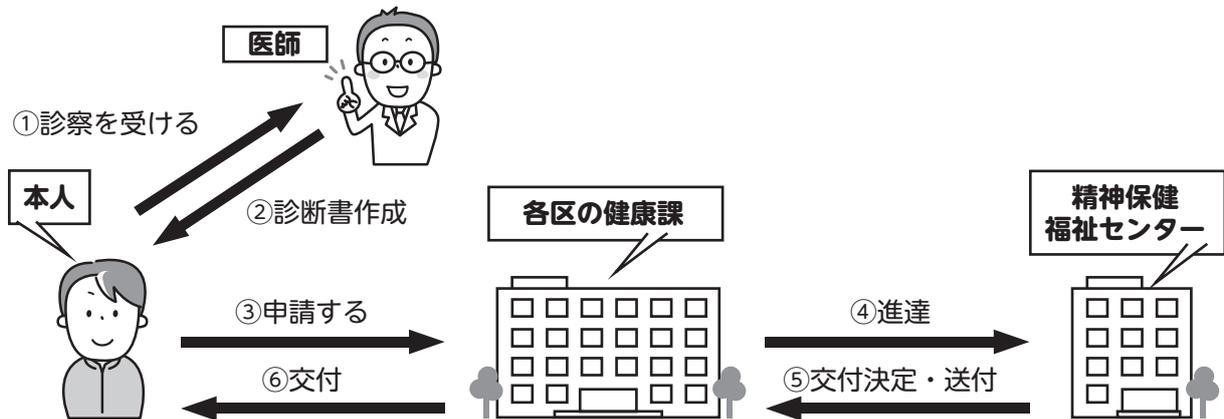
[そ の 他] 手帳は他人に譲渡したり貸与することはできません。

[手続きに必要なもの]

- ①精神障害者保健福祉手帳交付等申請書
- ②診断書(所定の用紙があり、医師が記載)又は、障害年金の年金証書の写し(精神障がいを支給事由とするもの)及び直近の年金払込通知書、年金照会の同意書
- ③写真(4cm×3cm 最近1年以内に撮影した上半身・無帽のもの)
- ④既交付の手帳の写し(更新、等級変更の場合)
- ⑤個人番号がわかるもの(個人番号カードなど)

[窓 口] 各区の健康課(P4参照)

●精神障害者保健福祉手帳が交付されるまで



※年金証書等による申請の場合は③～⑥となります。

●手帳交付後に下記の事項が生じた時は、必ず手続きをしてください。

- | | |
|---------------------------|-----------------|
| ①住所が変わった時 | 手帳、個人番号※ |
| ②氏名が変わった時 | 手帳、個人番号※ |
| ③手帳をなくしたり、破損してしまった時 | 写真、個人番号※ |
| ④障がいの程度が変わったり、新たに障がいが生じた時 | 手帳、診断書、写真、個人番号※ |
| ⑤再認定を受ける時 | 手帳、診断書、写真、個人番号※ |
| ⑥障がいの程度が該当しなくなった時 | 手帳 |
| ⑦本人が死亡した時 | 手帳 |

※個人番号カードなど個人番号がわかるもの

